

【ちま吉利用に関する注意事項】

(1) 利用上の注意

1 大学が指定し支給するちま吉のみ利用可能とする。

利用許諾を受ける前に、ちま吉画像及びそれに関連するイメージを利用することは出来ない。
但し、利用申請提出用サンプル作成の目的で使用する場合は、上記の限りではない。

2 大学が指定し支給するちま吉については、いかなる場合でも、利用者が自己判断で、承諾なしに指定以外の内容・表現又はその題号を改変してはならない。無断で改変を行った利用者は今後無期限利用禁止とともに著作権侵害での法的な措置を行う。

但し、ちま吉の内容・表現又はその題号に変更を加えることを事前に大学に承諾を得ている場合はこの限りではない。

3 ちま吉画像と同一面に、© Yuki SUZUKIRI の著作権を表示しなければならない。

4 ちま吉画像と同一面に、大学が支給する「大津祭ちま吉ロゴ」を表示しなければならない。

5 ちま吉画像とともに、大津祭ちま吉ウェブサイトのURLを併用してもかまわない。

但し、その場合は大学が支給する「URLロゴ」を使用すること。

(2) 利用手順

1 申請

申請者は、大津祭ちま吉協議会に、大学宛の利用申請書（別紙様式第1号）を提出する。

申請書は、大津祭曳山連盟Webサイトからもダウンロード可能である。

URL <http://www.chimakichi.com>

2 申請審査

大津祭ちま吉協議会は大学に申請報告を行い、学長は利用申請書を審議基準に基づき審議し、利用の可否を決定する。

利用申請書を精査した結果、その利用目的から逸脱する場合、利用許可をしない場合もある。

利用申請の内容によって異なるが、審査は最低2週間を要する。

3 審査結果通知

大学は、大津祭ちま吉協議会を通じ、審査結果（利用の可否）を申請者に通知する。

利用承認書（別紙様式第2号）

契約書の締結が完了するまで申請者は、ちま吉を利用することが出来ない。

4 利用に関する契約書の締結

大学は、利用を認めた申請者に対し、下記の書類等を交付し、利用許諾契約を締結する。利

用許諾契約書（別紙様式第3号）

契約締結を行った申請者は、大学の指定するちま吉を無償で利用することが出来る。

5 利用物審査

利用者は、ちま吉を利用する内容を、必ず事前サンプルで大学に報告を行い、その内容の確認を受けなければならない。

大学は、利用者から提出されたちま吉を利用する内容の事前サンプルの審査を行い、利用の可否を決定する。

利用物審査した結果、著作権侵害やその目的から逸脱する場合、利用許可をしない場合または、利用物内容の修正指示を行う場合がある。

利用物審査の結果、最終承認を受けるまで、利用者はその利用物を使用してはならない。

6 利用結果報告

利用者は、最終利用を行った結果を、利用結果報告書（別紙様式第4号）とともに完成物5点（形ない場合は資料を5部）を大学に提出しなければならない。

(3) 事務窓口及び資料送付先

1 ちま吉の著作権は、大学が有するが、利用申請手続きをはじめ各種事務手続きは、大学より委託を受けた大津祭ちま吉協議会が行う。

2 問い合わせ先および資料送付先

〒520-0043

滋賀県大津市中央 1-2-27 大津祭曳山展示館内

大津祭ちま吉協議会

T E L 077-525-0505 F A X 077-525-0505

E-mail info@otsu-matsuri.jp